

「タブレット端末等の賃貸借等 一式 調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

No	対象資料	項	頁番号	項目	質問等	理由	回答						
1	調達仕様書（案）	第8章 入札参加資格に関する事項 第1節 入札参加要件 (2) 公的な資格や認証等の取得	12	① 構築業務の実施予定組織・部門が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会による情報セキュリティマネジメントシステムISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度の認証 (ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27002 等) を受けている、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していることを明確にすること。 ③ 構築業務の実施予定組織・部門が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている、又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることを明確にすること。	①及び③はいずれも情報セキュリティ管理に関する資格要件であり、いずれかを満たすことで情報セキュリティ管理を確立していることを明確にできるため、両資格を必須要件とせず「①、③のいずれか」としていただけないでしょうか。	要求されているセキュリティ要件が重複しているため。	③を以下の文言へ修正しました。 ③構築業務の実施予定組織・部門が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていることが望ましい。又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることが望ましい。						
2	要件定義書（案）	Ⅱ. 機能要件の定義 1. 機能に関する事項 1-1. タブレット端末内	3	(3) タブレット端末には、以下のアプリケーションをインストールし（ライセンス料等、仕様に係る一切の費用を含む。）、正常に動作することを確認すること。 ・Microsoft Office Standard (Word, Excel, PowerPoint) ・Adobe Acrobat Reader	officeのインストールを行う場合、事前にOSのセットアップやコンピュータ名の設定などのキッティング作業が必要になりますが、同作業は本調達の範囲に含まれるでしょうか。その場合、必要なキッティング作業詳細について仕様書に記載いただけないでしょうか。 例) ・OSのセットアップ ・コンピュータ名の設定 ・管理シール等の貼付内容詳細（貼付け位置、ラベル記載内容、貼付け対象等） ・MACアドレス確認作業の実施 ・付属品へのラベル貼り付け 等	費用算定に必要なため	本調達の目的に沿ってタブレット端末を使用可能にするための設定（office等を使用するための設定や、クラウドへアクセスするために必要な設定等）はすべて本調達範囲であるため、ご質問いただきました事前のOSのセットアップやコンピュータ名の設定などのキッティング作業も本調達の範囲となります。 これを踏まえ、(3)及びⅢ.1.(3)を以下のように修正しました。 (3) タブレット端末には、以下のアプリケーションをインストールし（事前のOSのセットアップやコンピュータ名の設定等のキッティング作業、ライセンス料等、使用に係る一切の費用を含む。）、正常に動作することを確認すること。 ・Microsoft Office Standard (Word, Excel, Power Point) ・Adobe Acrobat Reader Ⅲ.1.(3) ラベルや示名条片等を作成の上、表7の物品へ貼付等を行うこと。						
							<table border="1"> <caption>表7 ラベル貼付等物品</caption> <thead> <tr> <th>貼付等物品</th> <th>ラベル等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タブレット端末関係</td> <td>タブレット端末、ACアダプタ、USBメモリ、キーボード専用保護カバー、運用用ケース（バック）、USB Type C to USB-A 変換アダプタ</td> </tr> <tr> <td>別紙#1関係</td> <td>別紙#1</td> </tr> </tbody> </table>	貼付等物品	ラベル等の内容	タブレット端末関係	タブレット端末、ACアダプタ、USBメモリ、キーボード専用保護カバー、運用用ケース（バック）、USB Type C to USB-A 変換アダプタ	別紙#1関係	別紙#1
貼付等物品	ラベル等の内容												
タブレット端末関係	タブレット端末、ACアダプタ、USBメモリ、キーボード専用保護カバー、運用用ケース（バック）、USB Type C to USB-A 変換アダプタ												
別紙#1関係	別紙#1												
3	調達仕様書（案）	第4章 作業の実施内容に関する事項 第1節 設計・構築等	3	(10) 受注者は、以下の事項について記載した標準ガイドラインにより定められた情報資産管理標準シートを、作業実施計画書において定める時期に提出すること。 ③施設管理 本調達に係るクラウドを管理している施設、又は運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等 通常、クラウドの提供環境はセキュリティの都合上、非開示となります。	通常、クラウドの提供環境はセキュリティの都合上、非開示となります。本項目の緩和をお願いいただけませんでしょうか。	情報が非開示のため	情報資産管理標準シートが大幅に改定されましたので、第4章第1節(10)を削除し、第4章第3節(2)として以下の文言を追加しました。 受注者は、別紙6「情報資産管理標準シート」を、デジタル庁より作業依頼のある時期（原則毎年度末）に提出すること。						
4	要件定義書（案）	Ⅲ. 非機能要件の定義 10. 情報システム稼働環境に関する事項	10	(5) 別調達区分のゲストOSは、Windows Defender によってウイルス対策を講じることとしている。	Windows Defender 等に緩和頂くことは可能でしょうか。	OSがWindowsでない場合への対処のため	「Windows Defender等」へ修正しました。						
5	別添資料	タブレット本体等の仕様	1	参考商品：Microsoft社製「SurfaceGO2」	「SurfaceGO2」は開札時点で終売となっておりますため、「SurfaceGO3」でご提案をご容認いただけないでしょうか。	参考機種での提案が不可のため	別添資料（タブレット端末本体等の仕様）を「SurfaceGO3」へ修正しました。						
6	調達仕様書（案）	第1章 調達案件の概要に関する事項 第4節 目的及び期待する効果	1		「閉域環境内での研修資料の共有、研修生のレポート作成及び提出、アンケートや効果測定の実施及び集計等を行い」と考えている。」と記載があります。 インターネット上で利用できる機能（例：地図機能）を利用する場合、閉域ではサービス提供ができないこととなることは許容いただけるのでしょうか。 許容が難しい場合、ポート開放の交渉は可能でしょうか。	提供機能についての確認となります。 具体的にはGoogle マップへの位置情報のマッピング機能になります。	情報セキュリティ上、閉域での運用を行いたいと考えておりますので、ご意見にあるようなインターネットへ繋ぐ必要がある機能は使用できない想定です。						

No	対象資料	項	頁番号	項目	質問等	理由	回答
7	調達仕様書(案)	第5章 作業の実施体制及び方法に関する事項 (3) 受注者側体制イ. 責任者	7		「責任者を専任として1名設置すること。」と記載があります。 が、以下のようにご修正(変更部分は朱書き)頂くことをご検討願います。 「責任者を1名設置すること。」	本件の構築期間(令和4年6月～12月 約7ヶ月間)に照らし合わせた役割作業規模から、経験則上、プロジェクトマネージャー(PM)(責任者)が本件のみで毎月1人月計7人月を要するプロジェクトではないこと、また、プロジェクトマネージャー(PM)(責任者)が本件専任の場合、約7人月の工数が発生し、管理費のみだけでかなり高額になってしまう為です。	以下のように修正しました。 責任者を1名設置すること。
8	調達仕様書(案)	第6章 作業の実施にあたっての遵守事項 第6節その他、作業の実施にあたっての遵守事項 (5) 機器等の納入、設置、工事等 ⑤	10		「庁舎内の搬入ルートにおいて、発注者から指示のあった箇所については、養生を行うこと。」と記載があります。 が、以下のようにご修正(変更部分は朱書き)頂くことをご検討願います。 「庁舎内の搬入ルートにおいて、発注者から指示のあった箇所については、養生を行うこと。なお、簡易的な養生でも可とする。」	本格的な養生(搬入ルート全てに事前に養生版(青色)を敷き、養生テープにて養生版の左右を固定する方法)実施の場合、費用面で簡易養生(養生版(青色)を5～6枚準備し、台車が通過する搬入ルートに通過時の台車の前に敷き、台車移動時に作業員が都度数枚ずつ移動しながら行う方法)より簡易かつ高価な養生版を使用するほどの物品量を搬入しない為です。	養生については、搬入ルートや方法により搬入側での責任で判断するものと考えますので、以下の文言のとおり、「適切な」を追加しました。 庁舎内の搬入ルートにおいて、発注者から指示のあった箇所については、適切な養生を行うこと。
9	調達仕様書(案)	第7章 成果物等の取扱いに関する事項 第1節 知的財産権の帰属	11		「本業務の目的の範囲に限り、発注者は受注者等に権利留保された著作物を自由に複製、改変及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。」と記載があります。 製品マニュアル等の改変されたものを第三者に許諾された場合、改変された部分についての責任は誰が負うこととなりますでしょうか。	責任範囲明確の為です。	改変した者が負うこととなります。
10	調達仕様書(案)	第7章 成果物等の取扱いに関する事項 第2節 契約不適合責任	11		「当該期間において発生した障害、異常については無償で対応し改修を行うこと。」と記載があります。 該当項目については保守の範囲との切り分けが難しいかと思いますが、無償対応範囲であるとの判断はどのように行われるのでしょうか。	契約範囲確認の為です。	一般的な契約不適合責任にてご対応いただくことで問題ございません。
11	要件定義書(案)	II 機能要件の定義 1-1 タブレット端末 (1)	2		「タブレット端末に適合する SIM カード 250 枚及び CAL (Client Access License) 250 台分は別調達区分としているため、クラウド等事業者から SIM カードを受け取り、タブレット端末を使用可能となるよう、挿入及び設定を行うこと。」と記載があります。 CALI に関してはクラウド等事業者が調達とありますが、今回研修後タブレット使用者が変わることもある為、デバイス CALI が適切かと推察いたします。その旨記載いただいた方がよいかと思います。 また、CALI については I S M A P に登録されているクラウドサービスではサーバをサービスとして提供していることもあり、必要に応じて CALI は調達する旨記載いただいたほうがよいかと思います。 以下に仕様書案(変更部分は朱書き)を記載いたします。 「タブレット端末に適合する SIM カード 250 枚は別調達区分としているため、クラウド等事業者から SIM カードを受け取り、タブレット端末を使用可能となるよう、挿入及び設定を行うこと。デバイス CAL (Client Access License) 250 台分はクラウド等事業者と協議の上、必要であれば納品すること。」	本調達範囲を明確にする為です。	以下の文言へ修正しました。 タブレット端末に適合する SIM カード 250 枚は別調達区分としているため、クラウド等事業者から SIM カードを受け取り、タブレット端末を使用可能となるよう、必要に応じてクラウド等事業者と連携しながら挿入及び設定を行うこと。なおクラウド等事業者へ求めている SIM の引き渡し期限について、発注者が指定する枚数(枚数程度)の納品及び引き渡しについては、令和4年9月30日まで、残りの SIM カードの納品及び引き渡しについては令和4年10月31日までとしている。デバイス CAL (Client Access License) 250 台分は、クラウド等事業者と協議の上、必要であれば納品すること。
12	要件定義書(案)	II 機能要件の定義 1-1 タブレット端末 (1)	2		「クラウド等事業者から SIM カードを受け取り、タブレット端末を使用可能となるよう、挿入及び設定を行うこと。」と記載があります。 SIM カードを受け取り挿入及び設定作業においてクラウド等事業者と連携する必要がある可能性があります。その旨記載願います。 以下に仕様書案(変更部分は朱書き)を記載いたします。 「クラウド等事業者から SIM カードを受け取り、タブレット端末を使用可能となるよう、挿入及び設定(必要に応じてクラウド等事業者と連携)を行うこと。」	別途クラウド等事業者と協力する旨が記載がありますが、本文言でも追記いただいたほうが明確になるかと思います。	以下の文言へ修正しました。 タブレット端末に適合する SIM カード 250 枚は別調達区分としているため、クラウド等事業者から SIM カードを受け取り、タブレット端末を使用可能となるよう、必要に応じてクラウド等事業者と連携しながら挿入及び設定を行うこと。なおクラウド等事業者へ求めている SIM の引き渡し期限について、発注者が指定する枚数(枚数程度)の納品及び引き渡しについては、令和4年9月30日まで、残りの SIM カードの納品及び引き渡しについては令和4年10月31日までとしている。デバイス CAL (Client Access License) 250 台分は、クラウド等事業者と協議の上、必要であれば納品すること。

No	対象資料	項	頁番号	項目	質問等	理由	回答								
13	要件定義書(案)	II 機能要件の定義 1-3クラウド(ミドルウェア以上のレイヤ) (2)	4		「解答形式は正誤(○×)問題、5択問題、複数選択、記述問題に対応できること。また解説を付けることができること。」と記載があります。 解答後即解説画面が出てしまつては同様のテストを実施している方にカンニングの可能性があるので、解説画面の表示について明記願います。 以下に仕様書案(変更部分は朱書き)を記載いたします。 「解答形式は正誤(○×)問題、5択問題、複数選択、記述問題に対応できること。また解説を付けることができること。(解答及び解説については解答後即出ないように設定すること)」	解答後即正解及び解説見えてしまうとカンニングの要因になるため、防止いただくべきかと思ひます。	研修生が問題を見たり解答する、又は解答後、解答・解説を見ることができるタイミングを設定できることが望ましいと考へましたので、II.1-3.(2)に以下のとおり追記しました。 ・研修生が問題を見たり解答することができるタイミング(「問題をアップロード後即時」、「開始日時と終了日時の指定」等)を税関研修所職員が自由に設定できることが望ましい。例えば、eラーニングによる学習では、税関研修所職員が問題をアップロード後、すぐに研修生が問題を見たり解答することができる差し支えないが、一方で効果測定においては、税関研修所職員が問題をアップロード後、研修生は効果測定開始時刻から終了時刻の間のみ問題を見たり解答ができることを想定。 ・研修生が解答・解説を見ることができるタイミング(「研修生解答後即時」、「日時指定」等)を税関研修所職員が自由に設定できることが望ましい。例えば、eラーニングによる学習では、研修生が解答後すぐに解答・解説を見ることができて差し支えないが、一方で効果測定においては効果測定終了時刻の1時間後から(又は翌日以降に)解答・解説を見ることができるようになることを想定。								
14	要件定義書(案)	II 機能要件の定義 1-3クラウド(ミドルウェア以上のレイヤ) (4) MDM 機能	4		「タブレット端末からは専用回線及びクラウドにのみアクセスできるよう制限ができること。Wi-Fi等を利用したインターネット回線への接続ができないように設定すること」と記載があります。 Wi-Fiの利用を止めるという意味でしょうか。それとも外部ネットワーク(インターネット)への接続を止めるという意味になりますでしょうか。	MDM機能の仕様確認となります。	タブレット端末は閉域での利用を想定しているため、インターネットには繋がらないように設定していただく想定です。また外部ネットワークへの接続は行いません。								
15	要件定義書(案)	III非機能要件の定義 1.ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (2)	9		「税関研修所職員が eラーニングの問題や解説、及び、アンケート項目等を作成する際、入力箇所が直感的にわかりやすい仕様であること。また研修生が eラーニングを使用する際にも、直感的に操作可能であること。」と記載があります。 運用開始後使用方法がわからないことによりeラーニングに関しては研修を実施したほうが良いかと推察いたします。 ご検討をお願い申し上げます。	eラーニングについて数社デモを実施しましたが、直感的に操作は可能ですが、運用開始時に即利用できるように御見積に含んでいただいた方がよいかと思ひます。	14.(2)に記載のとおり、eラーニングは「受注者の納入範囲に関する機能、サービス」に該当するため、操作方法や設定方法に関する教育を簡易な資料を用いて実施していただければ存じます。なお、不明点があれば電話等にてご対応いただきたくため、以下の文言を追記しました。 なお貸貸借等期間内において、発注者からの質問には、随時、電話等で対応すること。								
16	要件定義書(案)	III非機能要件の定義 1.ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (3)	9		「運用時の職員による機器操作において、必要な箇所にはラベルや示名条片等がわかりやすくすること(タブレット端末に番号ラベルを貼り付ける等)」と記載があります。 番号ラベルの内容は決めて頂けると認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。可能であれば何文字ぐらい等の情報を事前に頂きたいです。 例: 端末1-端末2等	御見積作成にあたり明確化したい為です。	ご認識のとおり、番号ラベルの内容は発注者にて決めさせていただきます。 Ⅲ.1.(3)を以下のように修正しました。 ラベルや示名条片等を作成の上、表7の物品へ貼付等を行うこと。								
							<table border="1"> <caption>表7 ラベル貼付等物価</caption> <thead> <tr> <th>貼付等物品</th> <th>ラベル等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タブレット端末関係</td> <td>タブレット端末、PCアダプタ、USBメモリ、キーボード等関係カード、電源用ケース(バッチ)、USB Type-C to USB-A変換アダプタ</td> </tr> <tr> <td>無線LAN関係</td> <td>無線LAN</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「タブレット端末等の買付増等一式」のラベルの貼付</td> </tr> </tbody> </table>	貼付等物品	ラベル等の内容	タブレット端末関係	タブレット端末、PCアダプタ、USBメモリ、キーボード等関係カード、電源用ケース(バッチ)、USB Type-C to USB-A変換アダプタ	無線LAN関係	無線LAN		「タブレット端末等の買付増等一式」のラベルの貼付
貼付等物品	ラベル等の内容														
タブレット端末関係	タブレット端末、PCアダプタ、USBメモリ、キーボード等関係カード、電源用ケース(バッチ)、USB Type-C to USB-A変換アダプタ														
無線LAN関係	無線LAN														
	「タブレット端末等の買付増等一式」のラベルの貼付														
17	要件定義書(案)	III非機能要件の定義 8.継続性に関する事項 (2)	9		「クラウド等事業者において、システムバックアップ(後記10.(1)でいうストレージからアプリケーションまでのすべてのバックアップを指す。クラウドシステム全体のバックアップ。)を1世代分とり、以下を実施することとしている。クラウド等事業者がリストアした後の、サーバ等の動作保証はタブレット等事業者が行うこと。」と記載があります。 仕様書案では責任分界点が曖昧な部分があるように思ひます。想定ではOSの動作まではクラウド等事業者で担保し、ミドルウェア以上のレイヤの動作はタブレット事業者が担保するという認識です。 相違ございませんでしたらその旨記載願います。 以下に仕様書案(変更部分は朱書き)を記載いたします。 「クラウド等事業者において、システムバックアップ(後記10.(1)でいうストレージからアプリケーションまでのすべてのバックアップを指す。クラウドシステム全体のバックアップ。)を1世代分とり、以下を実施することとしている。クラウド等事業者がリストアした際OSの動作保証はクラウド等事業者にて担保し、サーバ等の動作保証はタブレット等事業者が行うこと。」	クラウド等事業者との責任分界点を明確にし、御見積の金額の減額のために明確化したい為です。	責任分界点につきまして、ご認識のとおりです。 以下の文言へ修正しました。 クラウド等事業者において、システムバックアップ(後記10.(1)でいうストレージからアプリケーションまでのすべてのバックアップを指す。クラウドシステム全体のバックアップ。)を1世代分とり、以下を実施することとしている。クラウド等事業者がリストアした際、ゲストOSの動作保証はクラウド等事業者にて担保し、ミドルウェア以上のレイヤにおける動作保証はタブレット等事業者が行うこととするが、クラウドシステム全体として復旧できるよう、クラウド等事業者及びタブレット等事業者で連携及び協力すること。								

No	対象資料	項	頁番号	項目	質問等	理由	回答
18	要件定義書(案)	Ⅲ非機能要件の定義 1.ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 10.情報システム稼働環境に関する事項 (3)	9		<p>「Ⅱ. 1.1-3.クラウド(ミドルウェア以上のレイヤ)」を実現するために、クラウド内ミドルウェアには、アクティブディレクトリサーバ(ADサーバ)、Windows Server Update Servicesサーバ(WSUSサーバ)、Web/DBサーバ、ファイルサーバ、バックアップサーバの調達を想定しているが、他の提案を妨げるものではない。また各サーバには「Windows Defender」等のウイルス対策ソフトを導入すること。」と記載があります。</p> <p>仕様書案では別途物理サーバを調達するよう見えます。その為、クラウド上でのミドルウェア以上のレイヤの構築作業をする旨を記載願います。</p> <p>以下に仕様書案(変更部分は朱書き)を記載いたします。</p> <p>「Ⅱ. 1.1-3.クラウド(ミドルウェア以上のレイヤ)」を実現するために、クラウド内ミドルウェアには、アクティブディレクトリサーバ(ADサーバ)、Windows Server Update Servicesサーバ(WSUSサーバ)、Web/DBサーバ、ファイルサーバ、バックアップサーバの調達(本IaaSは本件調達範囲外とする)を想定しているが、他の提案を妨げるものではない。」</p>	<p>アクティブディレクトリサーバ(ADサーバ)、Windows Server Update Servicesサーバ(WSUSサーバ)、Web/DBサーバ、ファイルサーバ、バックアップサーバの調達は、本件調達範囲外かと思われる、本件調達範囲外であることを明確にしたい為です。</p>	<p>物理サーバの調達ではなく、別調達区分のIaaS上にサーバを構築していただきます。</p> <p>Ⅲ.2.(3)として、以下の文言へ修正しました。</p> <p>「Ⅱ. 1.1-3.クラウド(ミドルウェア以上のレイヤ)」を実現するために、クラウド内ミドルウェアには、アクティブディレクトリサーバ(ADサーバ)、Windows Server Update Servicesサーバ(WSUSサーバ)、Web/DBサーバ、ファイルサーバ、バックアップサーバ、モバイルデバイス管理(MDM)サーバの調達を想定しているが、他の提案を妨げるものではない。なお、これらのサーバを搭載するIaaS(ゲストOSまで)は別調達区分である。</p>
19	要件定義書(案)	Ⅲ非機能要件の定義 15.運用及び保守に関する事項 (4)	11		<p>「クラウドについては、発注者からの連絡に応じて、遠隔においても障害原因の切り分け等が可能な体制を構築すること。遠隔で対応可能な問題であれば、即座に問題を解決し、障害を復旧させること。遠隔での対応が困難であれば、迅速に技術者を現地へ赴かせ、障害復旧のための暫定対応及び恒久対応を行うこと。」と記載があります。</p> <p>仕様書案ではクラウド=ミドルウェア以上のレイヤのことを指していると思いますが、タブレット事業者はOSの部分の問い合わせは不要と認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。必要であればクラウド等事業者の調達仕様書に記載願います。</p> <p>また、技術者を現地へ赴かせるとなると費用がかさむ可能性がありますのでタブレットの予備機のご検討もしくはセンドバック保守の提案の場合現地対応は不要とするような文言の追加のご検討をお願い申し上げます。</p>	<p>タブレット事業者はミドルウェア以上のレイヤの問い合わせ体制について保持することを想定しておりますが、組織がないようにしたい為です。</p> <p>現地作業費が必要であれば費用算出のようになります。</p>	<p>●ご認識のとおり、タブレット等事業者はゲストOSに係る部分の問い合わせ対応は不要です(クラウド等事業者の範囲となります)。そのため以下の文言へ修正しました。</p> <p>クラウド(ミドルウェア以上のレイヤ)については、発注者からの連絡に応じて、遠隔においても障害原因の切り分け等が可能な体制を構築すること。遠隔で対応可能な問題であれば、即座に問題を解決し、障害を復旧させること。遠隔での対応が困難であれば、迅速に技術者を現地へ派遣し、障害復旧のための暫定対応及び恒久対応を行うこと。</p> <p>●タブレット端末の故障等の原因がタブレット端末にある場合で、代替品の提供が可能な場合には、現地での対応不要としました。</p> <p>Ⅲ.15.(5)(6)を以下のように修正しました。</p> <p>(5) タブレット端末については、故障等の受付を電話等で行い、原因の切り分けを行うこと。原因がタブレット端末にある場合には、以下のとおり対応すること。</p> <p>① 代替品の提供が可能な場合 現地での対応は不要である。なお、代替品は無償で速やかに提供すること。故障品の返却作業が必要な場合は、発注者にて梱包作業を行うことは可能である。ただし、返却等にかかる郵送料等の費用は、受注者が負担するものとする(支所等での使用時に故障等した際も、タブレット端末は本所で回収して対応する想定である)。</p> <p>② 代替品の提供が不可能な場合 遠隔で対応可能な問題であれば、即座に問題を解決し、障害を復旧させること。遠隔での対応が困難であれば、迅速に技術者を現地へ派遣し、復旧のための暫定対応及び恒久対応(修理等)を行うこと。なお、ここでいう現地とは、本所を想定している(支所等での使用時に故障等した際も、タブレット端末は本所で回収する想定である)。</p> <p>電話等で原因の切り分けが出来ない場合には、迅速に技術者を現地へ派遣すること(支所等での使用時に故障等した際も、タブレット端末は本所で回収する想定のため、上記②同様、「現地」は本所を想定している。)その際、タブレット端末に原因があると判断した場合には、上記①②同様、代替品の提供、又は、現地等にて復旧のための暫定対応及び恒久対応(修理等)を行うこと。また、受付から復旧(代替品の提供を含む。)までの目標復旧時間は定めませんが、研修等のスケジュールに影響を及ぼす可能性があることから、可能な限り短時間で復旧させること。</p> <p>(6) 無線APIについては、故障等の受付を電話等で行い、原因の切り分けを行うこと。結果、現地での対応が必要と判断された場合や電話等で原因の切り分けが出来ない場合には、迅速に技術者を現地へ派遣し、復旧のための暫定対応及び恒久対応(修理等)を行うこと。また、受付から復旧(代替品の提供を含む。)までの目標復旧時間は定めませんが、研修等のスケジュールに影響を及ぼす可能性があることから、可能な限り短時間で復旧させること。</p>
20	別添資料	タブレット端末本体等の仕様	1		<p>「次の仕様を満たす新品の機器(参考商品:Microsoft社製「Surface Go 2」)を250台納品すること。」と記載があります。</p> <p>全国数か所で使用するにあたり仮に故障した際の交換用として予備機は想定されておりますでしょうか。</p> <p>想定している場合は何台か記載願います。</p>	<p>予備機の有無を確認したい為です。</p>	<p>予備機は想定しておりません。</p>